

○国立大学法人金沢大学「金沢大学テニユア・トラック制度」に関する規程

(平成 23 年 4 月 1 日規程第 1896 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、研究者が自立した研究環境で優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって金沢大学における教育研究の充実のために導入する「金沢大学テニユア・トラック制度」に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「金沢大学テニユア・トラック制度」とは、テニユア・トラック期間満了時までにテニユアの付与に係る審査を行い、可とされた教育職員についてテニユアを付与する制度(不可となった場合はテニユア・トラック期間満了をもって退職する制度)をいう。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) テニユア 定年制適用職員としての身分をいう。

(2) テニユア・トラック教員 「金沢大学テニユア・トラック制度」の職に採用された教育職員をいう。

(3) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック教員として採用されてからテニユアを付与するまでの期間(テニユアを付与しなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間)をいう。

(対象となる職)

第 3 条 テニユア・トラック教員として採用する教育職員は、准教授又は助教とする。

(テニユア・トラックの期間)

第 4 条 テニユア・トラック期間は、5 年以内とする。ただし、第 6 条に定めるテニユアの付与に係る審査において、テニユア・トラック期間を延長することが認められた場合は、3 年を限度として延長することができる。

2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 14 条第 1 項各号に該当しない者に対し、3 年を超えたテニユア・トラック期間を付与する場合は、3 年の任期の後に、残余の期間について雇用更新を行うものとする。

(テニユアの付与基準の明示)

第 5 条 部局長(金沢大学学則第 22 条第 1 項に定める部局長をいう。)は、テニユア・トラック教員の公募及び雇用に際してテニユアの付与基準を明示するものとする。

(テニユア付与に係る審査手続)

第 6 条 テニユア付与に係る審査にあたっては、国立大学法人金沢大学教育職員の採用・昇任に係る選考手続に関する規程を準用する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、「金沢大学テニユア・トラック制度」に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規程により難しい場合は、その都度学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行日前において、国立大学法人金沢大学特任教員の就業に関する規則(平成 18 年規程第 32 号)により、既に採用された又は選考手続を開始しているテニユア・トラック制度適用者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規程の施行日の前日に在職する者のテニユア・トラック期間は従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。